# 定　款

株式会社アイリックコーポレーション

２０２６年9月２９日 改定

# 第１章　総　則

（商 号）

第１条　当会社は、株式会社アイリックコーポレーションと称し、英文では
IRRC Corporation と表示する。

（目 的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．生命保険の募集に関する業務
２．損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
３．経営コンサルタント業並びに資産運用及び管理に関するコンサルタント業
４．コンピューターのソフトウェアの開発及び販売並びに周辺機器の製造販売
５．情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
６．印刷物の販売
７．電気製品、通信機器、電子機器の販売
８．知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用承諾、媒介、維持、管理
９．不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
１０．金融商品仲介業
１１．企業の経営指導
１２．会社の合併、事業譲渡、株式譲渡及び企業提携の斡旋
１３．保険クリニック店舗及び保険募集人その他保険関連事業者等への経営指導、人材育成に関する教育、研修及び経営支援
１４．労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
１５．広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業
１６．上記各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都文京区に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２０，０００，０００株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに据置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

# 第３章　株主総会

（株主総会の招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議要件）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（電子提供措置等）

第１６条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

# 第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、１１名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

（取締役会）

第２１条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2　取締役会招集の通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

3　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2　取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の報酬等）

第２３条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２４条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第 ５ 章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第２５条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第２６条　監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第２７条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

（常勤の監査役）

第２８条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会）

第２９条　監査役会招集の通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

３　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

４　監査役会の運営その他に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第３０条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３２条　会計監査人の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）

第３３条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３４条　会計監査人の報酬等については、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第３５条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

# 第７章　計　算

（事業年度）

第３６条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までとする。

（剰余金の配当）

第３７条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

２　前項のほか、取締役会の決議により、毎年１２月３１日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第３８条　期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第１条　2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１６条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。

２　本附則は、2022 年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（附則）

1.改正　2005 年５月 30 日
2006 年９月 25 日
2007 年９月 25 日
2007 年 12 月 17 日
2008 年９月 29 日
2009 年９月 29 日
2010 年 12 月 20 日
2012 年８月 30 日
2012 年９月５日
2015 年９月 29 日

2017年9月28日
2018年7月9日
2019年4月1日
2022年9月29日
2023年9月28日
2026年9月29日